

令和 3(2021)年度

外部評価報告書

令和 3(2021)年 5 月



目 次

内容

I	外部評価委員名簿	3
II	外部評価委員による評価	4
(1)	総評	4
(2)	評価できる点	4
(3)	改善活動への助言、提言	4
III	参考資料	7
	尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程	7

I 外部評価委員名簿

氏名	職名
小野 友道	熊本機能病院 顧問
宇佐川 豪	熊本大学 理事・副学長
河村 邦比児	株式会社 熊本日日新聞社 代表取締役社長
藤井 一恵	熊本県商工観光労働部 部長
那須 高久	熊本県立済々黌高等学校 黽長
遠藤 洋路	熊本市 教育長

II 外部評価委員による評価

(1) 総評

今回、令和3（2021）年度尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会を令和3年4月28日（水）に開催し、尚絅大学及び尚絅大学短期大学部（以下、同大学という。）の令和3年度自己点検・評価の結果について点検・評価し、同大学の教育・研究等の質の向上と改善に資する助言及び提言を行ったので、本報告書にその要旨を取り纏めることとした。

今回の外部評価委員会では、主に大学の『令和3（2021）年度自己点検評価書』に記載された基準1「使命・目的等」、基準2「学生」、基準3「教育課程」、基準4「教員・職員」、基準5「経営・管理と財務」、基準6「内部質保証」、基準A「地域連携」、特記事項の8項目について検証し、短期大学部の『令和3（2021）年度自己点検・評価報告書』については大学と重複しない内容について検証を行った。

その結果、尚絅大学・尚絅大学短期大学部においては、毎年行われている『自己点検評価書』、『自己点検・評価報告書』には、事実の説明及び自己評価、改善向上方策等が的確にまとめられており、概ね自己点検・評価は適切に実施されていると判断する。

今後は、外部評価委員会の意見を十分参考にして今年度の業務改善に役立てていただきたい。それにより同大学がさらなる発展をすることを願うものである。

(2) 評価できる点

（外部評価委員による意見交換より）

- ・基礎セミナーで学長担当の自校教育（建学の精神、教育理念等）は評価できる。
- ・現代文化学部でPROG テストを取り入れているのは評価できる。
- ・学長に事故があった場合の学長代行について、規定が整備されたことは評価できる。
- ・くまモン学については評価したい。

（当日の質疑応答より）

- ・女性教員比率が40%を超え、学長、学長補佐に女性が就任しているのも評価できる。
- ・地域連携を評価したい。

（当日欠席の那須高久委員から予め提出していただいた資料「外部評価シート」より）

- ・生活科学部の入学者選抜について5種類の入試を行っているが、今後も継続していただきたい。
- ・シラバスに到達目標を明示していること、また、カリキュラムマップを作成し4年間の履修する科目的関連性を示していることは、学生にとって4年間大学で何を学んでいくのか理解しやすい。高校では令和4年度から新学習指導要領が年次以降で適用され、「主体的対話的で深い学び」がより一層重要視され、主体的に物事を考え判断する高校生を育成していくこととしている。
- ・教科それぞれの特殊性などもあり、成績評価の平準化については難しい面があるが、「成績評価マトリックス」や「履修カルテ」を用いて学生の成績を通知することは、学生にとって自己の成績を把握する上で有効と考える。

(3) 改善活動への助言、提言

(外部評価委員による意見交換より)

- ・現代文化学部に関する評価書の文章にもう少し勢いがあるとよい。
- ・学生への合理的配慮については、大学の負担（担当者の労力）が大きいので、制度設計が必要である。
- ・学生支援の各種アンケートは、内容を掘り下げた項目にし、施策に結び付けるとよい。
- ・教育DXについては、一人の担当者にしづき寄になるケースがあり、実務担当者を厚くそろえる必要がある。
- ・1単位は15時間の講義と30時間の自宅学習が必要だが、CAP制を外した学生の学修時間は現実的に担保可能なのかについて、再検討していただきたい。
- ・学生の意見については、すべてそのまま取り入れるのではなく、慎重に検討した方がいい。
- ・ハラスメント委員会は、内部人材だけで賄うのではなく外部人材を投入するといい。

(当日の質疑応答より)

- ・教員志願者数が減っているため、幼稚園教諭免許以外の教員免許（5教科）の開設もお願いしたい。
- ・卒業生アンケートで、クラブ・サークル活動への満足度が低い。（学生のニーズとズレがあるのかもしれない。）
- ・卒業した後もメールアドレスが使えるようにすると、イベントなどのアナウンスが可能になる。
- ・教育DXに関して、アフターコロナを見据えた遠隔・対面授業のデュアル形式を考えることが有効である。（病気等で来学できない学生や、就活指導のツールとして活用できる。）
- ・入試に関しては、アドミッション・ポリシーを遵守した選抜が重要である。引き続き、アドミッション・ポリシーに沿った入試を実施していただきたい。
- ・内部質保証は、進捗状況についてPDCAの確認が必要だが、その際、特定の人に業務負担のしづけがないよう、業務ごとの担当者を明確にするなどの仕組みが必要である。
- ・認証評価では、PDCAをきちんと回し、かつ、評価を踏まえた改善が確実に行われているかのチェックが重要である。
- ・学生の意見を取り入れることと併せて、教職員の現場からの声を汲み上げて改善に活かしていくいただきたい。
- ・大学運営におけるBCPや安全確保を踏まえ、有事を想定した体制整備の検証をお願いしたい。

(当日欠席の那須高久委員から予め提出していただいた資料「外部評価シート」より)

- ・高校の「化学基礎」では、有機化学の分野は触れていないので、「化学」を履修していない学生に対しては基礎学力として補修等もお願いしたい。
- ・コロナ禍の中ではあるが、高校への情報発信（入試説明会や高校訪問）をお願いしたい。
- ・合理的な配慮を必要とする学生への支援について、高校で配慮した手立てなどは高校から大学へ引き継ぎをすることができるとと思うので、必要な場合は出身高校に相談するとよい。
- ・新型コロナウィルス対策の一環として、昨年度から遠隔授業が進んだと思うが、コロナ禍が収束してもその後も遠隔授業は進んでいくものと思っている。遠隔授業のメリットを踏まえ、今後、遠隔授業の効果を適切に把握できる評価を工夫していく必要がある。
- ・教職課程がなくなったことにより高校免許（国語、書道）が取れなくなった。県立高校では全体的に講師の候補者が少なくなっており、特に書道の免許を有する者を探すのに苦労している。教職課程の復活の予定はないか。

- ・コロナ禍で現場実習も思うようにできていない状況だと思うが、現場実習は、職業選択の上で重要であり、できれば実施した方がよい。就職後の早期離職防止にもつながると考える。
- ・就職先のアンケート結果を見ると、企業が短大卒の人と高卒の人に求めていることはある程度共通していると感じた。参考資料として産業教育審議会答申の概要を添付しているが、専門高校生に限らず普通科高校生にも求められている資質能力と思い高校でも取り組んでいる。引き続きご指導をお願いしたい。
- ・「障がいのある学生の支援」については、高校でも特別支援教育の観点から支援計画を作成し生徒の活動を支援しているので、高校に相談すると支援の方法など引き継ぎができる場合がある。
- ・高校生が進路選択をする上で、短期大学に進学したいというニーズはあるので、引き続き短期大学の強みを前面に打ち出した取組の推進をお願いしたい。

令和3年5月4日

外部評価委員長 小野 友道



III 参考資料

尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会規程

(設置)

第1条 尚絅大学・尚絅大学短期大学部（以下、「本学」という。）に、尚絅大学学則第74条第2項、尚絅大学短期大学部学則第76条第2項及び尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価規程第3条第2項に基づき、尚絅大学・尚絅大学短期大学部外部評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、本学の教育・研究等の質の向上と改善に資する提言を行う。

(組織)

第3条 委員会は、若干名の委員をもって組織する。

- 2 委員は、学外の学識経験者の中から学長・学長補佐会議において候補者を選出し、学長が決定のうえ委嘱する。
- 3 学長は、委員の氏名・所属・職名等を、尚絅大学・尚絅大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）に通知する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから学長が委嘱する。
- 3 委員長は委員会の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。

(外部評価の実施)

第6条 委員長は、学長と協議のうえ、委員会を招集する。

- 2 委員長は、学長及び本学の教職員を委員会に出席させ、説明を求めることができる。
- 3 委員会は、第2条に基づき本学が実施した自己点検・評価の結果について評価し、提言を行う。
- 4 事務担当は、前項に定める委員会の意見を外部評価報告書にまとめ、委員会の承認を得なければならない。
- 5 委員会は、外部評価報告書を学長に提出する。
- 6 学長は、外部評価報告書を自己点検・評価委員会、大学・短期大学部評議会、常勤理事会、評議員会及び理事会に報告した後、公表する。
- 7 学長は、外部評価の結果を次年度の事業計画に反映させるなど業務改善に努める。

(委員への謝金及び交通費の支払)

第7条 委員に支払う謝金及び交通費は、非常勤講師・非常勤職員規程に準じる。

(所管)

第8条 委員会の事務の所管は、大学企画室とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、自己点検・評価委員会の議を経て、学長の決裁により行うものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月24日から施行する。